



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

私たちは認知症にどう向きあうのか？

～ 認知症の基礎知識(自身と親族対策)【パートⅢ】～

(8)「判断能力の確認」に関する留意点

重要な点は、これまでの3ステップを実施したそのプロセスを必ず「記録化・証拠化」しておくことです。裁判では、主張する事実を立証できるか、すなわち証拠（特に紙ベースの書類）があるか、が全てを決めます。

トラブルは、契約などからある程度の期間が経過したあと、忘れた頃に突然やってきます。そのときに慌てないように「本人に対して意思確認は、最善を尽くして適切に調査をして確認手続きを実施した」、すなわち「自らに過失はない」ことの証拠を残す意識を常に持つことが大切です。

話したときの内容、様子、状況等なるべく詳細にメモしておくことが必要です。例えば第1ステップのようなケースでも必要です。更に万全を期すには、録音・録画や、主治医などの同席も検討しましょう。

(9)登記申請時の意思確認(不測時に備え)当時の判断能力の立証

(例) 売買による所有権移転登記申請

①不動産登記意思の確認

登記権利者、登記義務者、どの物件で何日付なのか

②登記原因証明情報

物件所有権の移転の意思、代金の支払意思

代金が支払われたこと、売買代金の額

- ・ 契約内容の要点を簡潔に説明した書面を準備し、これを本人に説明して承諾を得ます。説明した者の氏名、時間も付記し、本人の署名捺印をもらいます。
- ・ 上記の説明時の様子、及び、売買契約書に署名捺印した際の本人の様子につき、録音やビデオ撮影をします。
- ・ 医師の診断書として、「日常生活において、夕方以降は通常の認知能力を取り戻しているものと考えられる」旨の診断書を取得します。
- ・ 売買契約の内容として、時価よりも大幅に安く、売主としての義務も通常より重いといった、売主である本人にとって不利益なものは極力避けます。

(10) 認知症と遺言

後日トラブル回避のため、公証役場にて公正証書遺言を作成します。

弁護士・司法書士・税理士・行政書士・全国相続協会会員と公証人のダブルチェックをし、客観性のアップを図ります。

(11) 相続人が認知症

① 成年後見人

家庭裁判所（家裁）に対し、成年後見人選任の申立てをします。

法定相続分に見合う遺産は最低でも確保し、家裁の許可を得ます。

成年後見人が本人の法定代理人として協議書に署名捺印します。

② 特別代理人

後見の申立ては数か月かかります。

家裁に特別代理人の選任を求める申立てを行ないます（協議書の文案の添付をします）。

③ 予防策

生前に遺言書を作成しておく、ただし、登記申請の委任状が有効か、という問題があります。ただし、それほど高度な判断でないから、本人の状態が良いときに遺言書の内容を説明し、意思確認の努力をするということになるでしょう。適切な遺言書を作成しておくことは無用な紛争と労力の回避になります。

(12) 士業(弁護士・司法書士・税理士・行政書士)が成年後見人となる注意点

① 実務知識を事前に十分修得する

- 1) 財産管理として具体的に何を必要があるのかを把握します。
- 2) どのような事項につき、どのような体裁で整理していくのか考えます。
- 3) 家裁への報告—内容をきちんと確認します。

東京家庭裁判所「後見サイト」「成年後見人・保佐人・補助ハンドブック（Q&A付き）」、年2回公開「後見センターレポート」を参考にします。

- 4) 各地の家裁の配布資料を参考にします。

② 財産管理の透明性の確保

- 1) 銀行口座の名義は本人の名義とするか、〇〇本人名 成年後見人〇〇〇〇、との肩書きとするかして分離して管理します。

2) 透明性の確保

- ・ 定期的な入出金をを行う口座はできるだけ一本化し、収支の把握が簡単明瞭に行えるようにします。
- ・ 管理口座からの入出金については、その内容について逐一記録を残します。
具体的には、記録化のためできる限り口座を通して入出金を行い、その使途は通帳の余白に記載する等して記録に残します。また、領収書等は、専用の貼付けノートを用いる等して散逸を防ぎます。
- ・ 士業の場合、事務所内で担当スタッフを決め、全体像を把握しながら日々の事務的な作業を行えるような体制とします。この場合であっても、銀行届出印や通帳等の管理は有資格者本人が責任を持って保管します。
また、担当スタッフによる管理事務の内容や預貯金残高等については、有資格者が定期的にチェックします（スタッフに任せきりにしません）。
- ・ 常に「家族や裁判所から出入金の詳細につき説明をもとめられた場合、裏付け資料と共に具体的に説明できるか」を念頭に置き、対応できるようにします。

③判断に迷う事は、家裁又は後見監督人等と協議します

具体的な問題点の把握と現状、被後見人の状況、後見人として考える処理方針、被後見人のメリット・デメリットなどにつき十分監理し、家裁等と協議します。

④親族との情報交換に努め、財産管理状況の説明等を大切にします

適切な財産管理を徹底し、家族との積極的な意見交換を行ない、定期的な財産管理の説明をします。

⑤本人の尊厳を保った接し方・コミュニケーションをします

症状を踏まえた上で、フランスで生まれ介護に取り入れられているユマニチュードを参考にするとよいと思われれます。

(13)士業にとって認知症と業務

遺言書：法定（任意）後見人制度、信託契約（銀行など）、家族（民事）信託による財産管理（遺言代用信託、後継ぎ遺贈型信託〈受益者連続型〉）、死後事務委任、身元保証人（入院、入居、身元引受）、任意代理契約、生活事務サポート、エンディングサポート、お手伝いサービスなど）

(14)家族に認知症の疑いが生じた場合

- ・ 現時点での本人の判断能力を確認すべく、医師を受診するよう粘り強く説得します。
- ・ 財産管理の対象となる本人の所有資産につき、調査・整理します。
- ・ 早期に具体的な財産管理方法の検討を行い、対策を進める必要があります。

(15)すでに認知症を発症している場合

- ・たとえ相続時の状況ではトラブル発生の可能性が低い場合でも、あくまでも法律論に即した対応をします。
- ・判断能力に不安がある当事者が契約を締結する場合には、「判断能力を有していたこと」を立証できる証拠をあらかじめ入手しておきます。

(16)消費者被害からの救済

悪徳業者などから被害を受けた場合、「特定商取引に関する法律」等による救済制度を利用しましょう。

(17)高齢者向け施設の概要

特別養護老人ホーム（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅（サ高住）、デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）、介護医療院などがあります。

(18)会社代表者が認知症

- ・取締役としての資格喪失となります。
- ・会社代表者の判断能力が低下した場合には、正常な企業活動が妨げられ、重大な支障が生じます。
- ・判断能力低下の度合いが進んでからでは対策が複雑かつ困難となるため、会社を経営するオーナー株主としては、早期から事業継承対策に着手すべきです。
- ・契約無効の主張は本人側からのみ可能です（判断能力が低下した者を保護のため）。

(19)高齢運転者が交通事故を起こしたケース

- ・高齢運転者の事故件数が増加傾向にあることから、近時、75歳以上の高齢運転者を対象とした認知機能検査が義務づけられるに至りました。
- ・高齢運転者が事故を起こした場合、行政・刑事・民事上の3つの法的責任を負います。
- ・事故を起こした高齢運転者が死亡したケースで、自動車保険で損害賠償をまかないきれない場合には、相続人が法定相続分の割合に応じて損害賠償債務を承継することになります。

(20)士業自身が認知症になった場合

- ・一般企業の「事業承継」と同様の準備・検討を行い、顧客・事務スタッフの円滑な引き継ぎを中心としたスムーズな承継が実現できるよう配慮すべきです。
- ・事務所の承継の準備は早めに着手し、一般の退職年齢である65歳を超えたら、問題意識をもって具体的に準備しておくべきです。

(21) 経営者が考えておきたい「認知症対策」

厚労省推計によると、2025年には65歳以上の認知症が730万人程度と予測されています。65歳以上の人口割合で実に5人に1人が認知症の時代となるかも知れません。

士業にとっても、経営者から「認知症対策」という言葉を聞く機会が増えていると思われます。

○認知症が会社経営に与える影響

経営者個人として売買や贈与などの契約を締結することが難しくなります。そして、株主総会での議決権の行使が株主としてできなくなります。

○経営者と成年後見制度の課題（1）

経営者自身が株式の売買や贈与ができなくなります。後見制度では本人の保有する株式の譲渡などに制限がかかります。

安価での株式の譲渡や贈与は、本人にとって不利益となり、成年後見人の職務に反します。特に贈与は家裁では特に認められません。主旨は、「本人のため」であり、「親族のため」、「会社のため」ではありません。

○経営者と成年後見制度の課題（2）

後見人は家裁で選ばれますが、約78%は親族ではなく、第三者から選任されます。各々の分野の専門家ではありません。必ずしも会社経営のプロではありません。個別具体的な会社の経営事情について、何も分からないことも少なくないでしょう。

こうした第三者が株主として権利を行使する可能性があるということを親族は分かっておきましょう。

○認知症対策としての信託

対策として「株式の信託」があります。委託者と受託者で信託契約を結び、受益者が株主利益を受けるといった形になります。

- ・元気なうちに、自分の指図により受託者に議決権を行使させます。
- ・認知症になったときに、受託者の判断により議決権を行使します。
- ・さらに、信託契約の中で、経営者が認知症、死亡などで、株式の承継方法、処分方法などを定めることも可能です。

これらは、認知症に限らず、年齢を問わず、不慮の事故、大病を患うことで判断能力を失うケースもあります。30歳代で、くも膜下出血により倒れた方など会社機能は完全にストップしてしまいます。

事前の対策は必須でしょう。

100歳までボケないための15の方法

文芸春秋（2019年7月）白澤卓二 氏

① スナック菓子や加工食品を控える	「悪い脂質」（サラダ油、コーン油、マーガリン） オメガ6 「良い脂質」（青魚、エゴマ油、ホウレン草）オメガ3
② サバやサンマ、ブリなどの青魚を 1日1切れ	なるべく天然物。オメガ3の一種DHAはグー。
③ 3時のおやつはナッツ	ピーナッツ、アーモンド、クルミなど。一週間にカップ5杯 無塩で生食か軽く炒ったもの。1日50g
④ ココナッツオイルを食事に取り入れる	ケトン体が脳のエネルギー源。カレー粉に多い。 ウコン粉を足すといい。
⑤ 菓子パンは避ける	パンのグルテンは脳に炎症を起こす。トランス脂肪酸が含まれている。どうしても、はグルテンフリーを。
⑥ フライドポテトは厳禁	トランス脂肪酸が含まれている。 AGE（糖化産物）はアルツハイマーの引き金。
⑦ 主食は玄米に	白米は血糖が上がりやすい。玄米はビタミンやミネラルが豊富。認知症を減らすセレンを含む。
⑧ 野菜はブロッコリー、パクチー、 タマネギをたっぷり	「野菜の王様」。パクチー（ビタミンやミネラル、その上、デトックス野菜。 タマネギ（豊富なオリゴ糖。善玉菌を増やす）
⑨ 緑茶を1日2杯	特に出がらしのお茶。カテキンがガン予防など抗菌効果大。 一杯目は利他、二杯目から自利。
⑩ 晩酌は赤ワインをグラス2、3杯	ぶどうのレスベラトロールは強い抗炎症力、適量が大切。
⑪ よく噛んで食べる	顔面の咀嚼やく筋が活発、脳の血量アップ。歯周病の治療。
⑫ 毎食後は必ず歯磨きを	しっかりとすすぐ
⑬ 毎日30分の有酸素運動	脳の海馬体への血流アップ ダイエット効果や心肺機能の低下防止
⑭ 1日7時間睡眠で長寿、 徹夜は厳禁	睡眠時、脳の老廃物を排出、記憶の整理、細胞の修復など
⑮ 明るくポジティブに毎日を過ごす	「ものは考えよう」明るくポジティブ 笑顔で人生はボケ防止、暗い皮肉屋はリスク3倍 明るい笑顔の挨拶で、認知症予防

+5つ

- 社説を早口、声を出し読む
- 日記で1日ふりかえり
- 礼状を出す（ハガキを書く）
- 風呂は血流をよくする
- 人に会い、笑い声で会話を楽しむ

更にプラス a

日経 gooday (脳トレ)

「前頭前野」(司令塔)と記憶の引き出し「海馬」を鍛える3つのコツ

- ①To do リスト (やることリスト) に「不安」ごと書き出す。
- ②新たなこと、ややこしいことに挑戦。気持ちを込めることも大切。
回りに笑顔・明るく挨拶し、前向きに、心を込めると前頭前野がより活性化。
デュアルタスク (一度に2つ以上のことを同時に行なうこと) を心がけると前頭前野が更により活性化 (例: 料理)。
- ③ボーっとする時間を意識的につくる (散歩、ゆっくり入浴)。

※参考: 税理士が知っておきたい「認知症」と相続・財産管理の実務
弁護士 栗山祐太郎 先生

みらい経営グループ代表 石川 光男

11月の税務と労務

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 9月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(11月30日) |
| ・ 3月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(11月30日) |
| ・ 3月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(11月30日) |
| ・ 10月分源泉所得税納付 | 期限(11月10日) |

税理士法人みらい経営 (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<https://www.mirai-kg.com/>